

# 議会改革特別委員会報告

議員発議で提案

議員提案で議員報酬の特例に関する条例を制定

## 議会を長期欠席した議員の報酬を減額

議会改革特別委員会（委員長：山戸重治）

本市議会では、これまでも議会基本条例や政治倫理条例を制定するなど議会改革に取り組んできました。

12月定例会では、議員が長期欠席した場合などに報酬の減額を可能とする「議員報酬の特例に関する条例」を議員提案し、全会一致で可決しました。

条例制定の背景や内容については次のとおりです。

### 1. 条例制定の背景

令和元年の参議院議員選挙における公職選挙法違反事件で議員が逮捕・拘束された際、議員活動ができなくても報酬が全額支払われたことについて多くの国民から疑問の声があがっていました。また、病気などで長期に議会を欠席し、議員の責務を十分に果たせない場合にも報酬が全額支払われていることについても様々な意見がありました。

本市議会でも、議員にふさわしくない言動で議会の品位を損ない、信頼を失墜させたとして議員に辞職を求める「議員辞職勧告決議」が今期のうちに3回も可決されたことや令和元年の参院選における買収事件に関わったとして議員1名が辞職するなど不名誉な事態が続いたことで、議会として自ら襟を正す取り組みが求められていました。

### 2. 条例で定めた主な内容

#### ① 議員報酬の減額

議員が90日を超えて、長期欠席した場合には期間に応じて毎月の議員報酬を減額する。

##### 《議員報酬の減額の規定》

欠席期間	減額割合
90日を超えて180日以下の場合	100分の20
180日を超えて365日以下の場合	100分の30
365日を超える場合	100分の50

#### ② 期末手当の減額

6月と12月の期末手当についても、長期欠席した場合には期間に応じて減額する。

#### ③ 欠席期間に含まない場合

「公務上の災害による場合」や「出産による場合」などは欠席期間に含まない。

#### ④ 議員報酬の一時差し止め

議員が刑事事件の被疑者または被告人として、逮捕・拘留など身体を拘束される処分を受けた場合には、報酬や期末手当を一時差し止める。その後、無罪判決が確定した場合は支給されるが、有罪の場合には支給されない。

本条例は、議決された翌日の令和4年12月21日に公布され同日施行されました。

